

平成24年3月 2日 開会

平成24年3月23日 閉会

(定例第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第55号

平成24年第2回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月28日

大山町長 森田 増範

- 1 日時 平成24年3月2日 午前10時
 - 2 場所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美 智 恵	岩 井 美 保 子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 4 年 3 月 2 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 2 3 年 3 月 2 日 午前 1 0 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸 般 の 報 告

日程第 4 施政方針の説明について

日程第 5 議案第 5 号 大山町男女共同参画条例の制定について

日程第 6 議案第 6 号 大山町予約型交通システムに関する条例の制定について

日程第 7 議案第 7 号 大山町地下水保全条例の制定について

日程第 8 議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 9 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 10 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 11 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 12 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 13 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 14 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 15 議案第 15 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 16 議案第 16 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 17 議案第 17 号 大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に
関する規約を変更する協議について

日程第 18 議案第 18 号 町道路線の変更について

日程第 19 議案第 19 号 平成 24 年度大山町一般会計予算

日程第 20 議案第 20 号 平成 24 年度大山町土地取得特別会計予算

日程第 21 議案第 21 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 22 議案第 22 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

日程第 23 議案第 23 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計予算

日程第 24 議案第 24 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計予算

日程第 25 議案第 25 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

日程第 26 議案第 26 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 27 議案第 27 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 36 号 平成24年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第 37 議案第 37 号 平成 24 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 38 議案第 38 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 39 議案第 39 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 40 議案第 40 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 41 議案第 41 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 42 議案第 42 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 43 議案第 43 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 44 議案第 44 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 45 議案第 45 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 46 議案第 46 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 47 議案第 47 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 48 議案第 48 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 49 議案第 49 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 50 議案第 50 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 51 議案第 51 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 52 議案第 52 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第 53 議案第 53 号 平成23年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第2号)

日程第 54 議案第 54 号 平成23年度大山町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	教育次長兼学校教育課長 …… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 押 村 彰 文	社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫
中山支所総合窓口課長 …… 澤 田 勝	幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長 …… 岡 田 栄	企画情報課長 …………… 野 間 一 成
税務課長 …………… 小 谷 正 寿	建設課長 …………… 池 本 義 親
農林水産課長 …………… 山 下 一 郎	水道課長 …………… 野 坂 友 晴
住民生活課長 …………… 坂 田 修	福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明	保健課長 …………… 齋 藤 淳
人権推進課長 …………… 門 脇 英 之	農業委員会事務局長 …… 近 藤 照 秋

地籍調査課長……………種 田 順 治 会計管理者……………後 藤 律 子
代表監査委員 ……………松 本 正 博 総務課参事 ……………酒 嶋 宏
企画情報課参事兼未来づくり戦略室室長 ……赤 井 久 宣

午前10時 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、平成 24 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、16番 鹿島功君、17番 西山富三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（野口俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

12月定例会において可決された意見書は、2月14日に関係方面へ提出いたしました。本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりでありま

す。

次に、町長から、政務報告及び大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づきます「長期継続契約締結の報告について」の計2件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。本日からの3月定例議会どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず3月の定例議会におきますところの政務報告ということで、12月の定例議会以降における各種事務事業の取組みの状況につきまして主なものを報告をさせていただきます。

まず総務課の関係でございます。区長会の開催でございます。1月の9日、24年の初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定をしていただき、さらに区長会長に中山地区の江原宏昭さんを互選いただいたところであります。

また、自主防災組織による地域ぐるみの取組の強化、また災害時要援護者台帳作成に対する支援や新しい公共交通、今あります公共交通の見直し、まちづくり地区活動などの取組みを中心に説明をさせていただいて、ご理解とご協力をお願いいたしましたところでございます。

次に、企画情報課関係であります。

まちづくりにつきまして、これまで3年間の任期でお世話になりました「まちづくり推進員さん」の任期が終わったところでございますけれども、引き続き「まちづくり委員」として、更に2年間継続してお願いをいたしたところであります。住民自らが地域のことを考え、実行していくための仕組みづくりを目標に、取組みを進めてまいりたいと存じます。

また、集落の活性化への取組みにつきましては、「集落の健康診断」など、集落で活発な話し合いが行われており、大山町地域活性化支援事業交付金を活用した取組みが15集落ございました。また、2月18日に「大山町未来づくり交流会」を開催し、個々の団体の活動を知っていただくことと、お互い連携を通してまちづくりに活かす第1歩として実施したところでございます。

集落の活性化とまちづくり委員さんによります地区会議の縦軸、そして地域で活動しておられます団体の横軸、これがうまく噛み合うことで、まちづくりの根が張っていくことものと考えているところであります。今後の様々な展開に期待をいたしたいと存じます。

次に、人権推進課関係であります。

1つ目に、平成23年度大山町みんなの人権セミナーについてであります。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民の方々や町内事業者の方々、勤務しておられるの方々、対象に7回実施をいたしました。延べ参加者数が385人でした。

2つ目に、平成23年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。今年の小地域懇談会は、参加型学習を通して自然災害と人権について理解を深め、お互いの人権を守るためにどのようなことが必要であるのか、また、災害を人災につなげないためにどんなことが必要で、何をしたらいいのかなどを学ぶことをポイントとして実施をいたしました。164集落で実施をしていただき、1,302人のご参加をいただいたところであります。

次に、福祉介護課関係であります。

「地域支え愛体制づくり事業」についてでございます。今年度創設された、県の「地域支え愛体制づくり事業」を活用して、10月から2月までこの間、住民の方々を対象に「地域支え愛」そして「認知症」をテーマとした講演会を実施し、また保健推進員さんと福祉推進員さんを対象に、「ご近所同士の助け合い」をテーマとして講演会を開催いたしました。

さらに今後でございますけれども、3月中旬には、集落の活動が盛んな2集落をモデルとして選定して、「地域支え愛のためのマップづくり」に取り組んでいただく予定をいたしております。

これらの取り組みの成果とまた課題をふまえて、来年度も効果的な内容で実施して地域力の強化を図り、高齢者の方々など支援が必要な住民の皆さんが安心して快適に暮らせる地域づくりを進めてまいります。

次に、保健課関係でございます。

1つ目に、食生活改善推進員養成講座についてであります。生活習慣病予防や食育の大切さが叫ばれる中、健康と食に関する正しい知識を持つ食生活改善推進員は家庭や地域における健康づくりに重要な役割を担っていただいております。また町の健康増進事業や地域力の強化に大きく寄与していただいているところであります。

そしてこの食生活改善推進員になっていただくためには、町主催の食生活改善推進員養成講座において、一定のカリキュラムを履修する必要があります。今年度は7名の方が養成講座を受講され修了されたところであります。今後の活躍に期待を寄せているところであります。

2番目に、「こころの健康カルタ」によります心の健康の普及・啓発についてであります。町民の皆さんから標語やイラストを募集し作成をいたしました「こころの健康カルタ」、これを活用してこころの病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を昨

年の12月から本格的に取り組んでいるところであります。

現在13名の方を「心の健康カルタ普及員」として養成をし、民生児童委員研修会や、公民館サークル、また社会福祉施設の研修の場で、あるいは小地域保健福祉活動支援事業の一環としても各集落などへ保健師とともに出向いて活動していただいているところであります。引続き普及員の養成をいたしながら、この取り組みを充実させていきたいと考えております。

次、農林水産課関係であります。

まず1番目に、平成22年度雪害園芸施設等復旧対策事業についてでございます。平成22年12月31日からの豪雪により被害を受けた農家の皆さんに対し、復旧支援を行っております。

また畜舎等一部がまだ工事中ではございますが、実施状況について述べさせていただきます。施設園芸等のハウス71農家ございます、補助額3,913万円。果樹棚・樹体等につきましては、25農家、補助額が656万4,000円。また畜舎・堆肥舎等につきましては、22農家、補助額3,304万円となっております。

2番目に、台風12号関連の災害復旧・支援事業についてでございます。この事業及び支援事業の取り組みについて述べさせていただきます。まず、ブロッコリー産地再生緊急支援事業についてでございますが、対象農家が156戸、対象面積が102.5ha、補助額が、1,132万5,000円であります。また野菜緊急防除支援事業につきましては、対象農家142戸、対象面積85.7ha、補助額が80万7,000円あります。農地等災害復旧工事につきましては、13の工区に分けて工事発注することといたしております、8工区分は3,363万6,750円でありまして、平成24年2月2日に発注をし、施工中であります。残り5工区分の農道関係工事は年度内発注に向け準備を進めているところであります。

また、国の災害査定結果に基づき補助率が、農地が93.5%、農業施設が97.8%となりましたので、今回の激甚災害にかかる補助対象工事の受益者負担率は、農地が6.5%、施設が2.2%となる見込みであります。

3番目に、きめ細やかな臨時交付金事業であります。町内の広域・農免農道等の維持工事として、ガードレールの修繕、側溝改修、ライン引き直し、アスファルト舗装等を1,033万円の工事費で実施をいたしました。

4番目に、しっかり守る農林基盤交付金事業についてでございます。町内を8工区に分け、6,072万7,800円の工事費で水路の改修、暗渠排水、溜池修繕等の工事を実施をし、5箇所は年内の完成、残り3箇所につきましては施工中であります。

5番目に、耕作放棄地対策についてであります。本年度の耕作放棄地再生利用推進事業では、13haの農地を再生することといたしております、平成20年度からのモデル事業を含めると延べで76.4haとなります。

再生地はブロッコリー、飼料作物、芝、大根等の作付け地として、担い手農家や新規就農者に活用されているところであります。

6 番目に、大山町エコ農業野菜周年栽培研究会についてであります。研究会員は現在 30 名で、平成 22 年 8 月に設立されて以来、毎月、土壌分析による土づくりや、化学肥料・農薬低減技術、ハウス栽培技術、周年栽培技術等のテーマを設定して研修会を開催しています。また、エコファーマーの取得を研究会の活動の目標として、調査研究に取り組んでおるところであります。

次に、建設課関係であります。

災害復旧事業について、平成 23 年台風 12 号により被災を受けた、公共土木施設災害復旧事業は、道路災害復旧工事を 5 件、請負総額 1, 515 万 500 円で、河川災害復旧工事を 6 件、請負総額 1 億 7, 201 万 9, 000 円で発注し、請負施工中でございます。

次に、水道課関係であります。

1 番目に、山陰道建設に伴う水道管移転補償工事として、樋口地内において、有限会社林原工業が請負施工中であります。また、赤坂地内において、有限会社権田工務店が請負施工中であります。

2 番目に、国道 9 号改良に伴う、下水道管移転補償工事として、塩津地内において、有限会社モロコ水道が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。

1 番目に、スキー場の営業の状況についてであります。だいせんホワイトリゾートとして 2 年目となります今シーズンは、久々に十分な積雪のあるスキー場開きでの幕開けとなりました。そうした PR 効果と十分な積雪、またファミリー向けの新しい企画や山陽四国へ方面への重点的な営業活動等が功を奏して、今のところ前年の 20% 増しのお客様にお越しただいておるところでございます。3 月の上積み次第では、数年ぶりに 20 万人を超えそうな状況になっております。

2 番目に、大山町企業連絡会研修会の実施についてであります。町内進出企業 16 社により組織いたしております企業連絡会の研修会が 2 月 22 日に行なわれました。この日は米子高専との産学協同の取り組みを中心に、円高時代を乗り切るための意見交換等、活発になされたところであります。

次に、地籍調査課関係であります。

大山町中山、大山地区地籍調査事業につきましては、塩津・下甲・岡及び松河原の各一部の認証請求中であります。

次に、農業委員会関係であります。

農業視察研修についてでございます。農業委員会では、2 月 16 日、17 日の二日間、JA グリーン近江の農地利用集積円滑化事業また JA 草津市農畜産物交流センター「あおばな館」の活動の状況や社団法人兵庫みどり公社「兵庫楽農生活センター」の管理運営

について視察研修を行いました。農地利用集積円滑化事業では、集落営農型法人組織を中心とした利用権設定が多くなされ、担い手の経営の安定につながっているということ。また施設の管理運営では、地域の特徴・特色を活かし消費者ニーズに適応したしっかりとした経営がなされているということ、状況を研修をいたしました。

今後は、これらの取り組みも参考にしながら農業委員会業務の充実に努めたいと考えております。

次に、学校教育課関係であります。

工事関係につきまして、まず名和学校給食センター改修工事を有限会社大工屋が請負い2月中に完了いたしました。

次に、社会教育課関係であります。

1番目に、大山町成人式につきまして、平成24年「大山町成人式」を1月3日の日に開催いたしました。平成3年4月2日から平成4年4月1日に生まれた157名の対象者のうち、133名の出席を得て、来賓の皆様とともに新成人の門出を祝ったところでございます。

今年も公募によります成人式実行委員4名の方が中心となって式典後の交流会を運営をし、また新成人6人によります「二十歳の抱負」や中学時代の恩師からの「励ましの言葉」などの企画に、会場のあちこちから歓声が上がり楽しいひと時を過ごしたところであります。

2番目に、嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。1月30日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から男女8名ずつの16名の児童と引率者3名が来町されました。大山でのスキー交流や、中山小学校を訪問してのエイサー披露やマーチング演奏などによります交流、また妻木晩田史跡公園での古代体験など、大山町の魅力をいっぱい感じていただく交流ができました。

3番目に、生涯学習大会並びに本のあるまちづくり大会についてであります。1月30日、保健福祉センターなわを会場に第7回大山町生涯学習大会並びに第5回になります本のあるまちづくり大会を開催をし、約500人の方に参加いただきました。

会場には小中学校での読書活動紹介のパネルや保育所児童作成の絵本なども展示され、本にふれるということ、また読むということの楽しさ大切さを知る機会になりました。

最後に、徴収金関係でございます。未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、現年度分・過年度分あわせて電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分によります徴収に取り組んでいるところでございます。

今年度これまで実施しました法的処分の主なものでございますが、税金の差押が33件、執行停止32件、水道の給水停止18件、給水停止予告156件等でございます。

なお、徴収実績は、別添一覧表のところでございます。また各課の取り組みにつき

ましては、標記のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。以上で政務報告をおわります。

続きまして、報告第1号 長期継続契約締結の報告についてでございます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告いたすものでございます。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をいたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（野口俊明君） 日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。平成24年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 平成24年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたり、本予算を通じて、今後の行政運営をはじめ施策の方針について一端を申し上げ、議会の皆さまと町民のみなさんにご理解とご協力をお願いいたしたいと存じます。

昨年は、3月11日に東日本大震災が発生をし、地震、津波、原子力事故が合わさった未曾有の複合型の災害により直接の被災地のみならず、我が国全体に甚大な被害と影響をもたらしました。また、9月には台風12号が中国、四国、近畿地方を襲い記録的な大雨により大きな被害が生じました。

全国的に大きな災害に見舞われ、国、県はもとより本町においても、その対応に全力を尽くしてきたところでございます。また防災対策の強化やエネルギー政策など、新たな課題が提起されたところでございます。

このようななか我が国の経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあるなかで、各種の政策効果などを背景に、景気の穏やかな持ち直し傾向が続くことが予想されているところでございます。しかし、電力供給の制約や原子力災害の影響、ヨーロッパにおける債務危機など背景とした海外景気の下ぶれするリスクの存在や、デフレの影響、雇用情勢の悪化の懸念も指摘されているところであります。

一方、わが国の財政は、平成24年度予算では、公債依存度が過去最高の49%に達し、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にあり、また、高齢化の進展に伴う経費の増大や公債の累積によりますますの国債費の増大により、財政の硬直化がますます進んでいるところであります。

こうした状況を踏まえ、国は平成24年度予算において、「中期財政フレーム」を前

提に、ムダづかいの根絶や不急不要な事務事業の徹底的な見直しを通じて、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、これにより確保された財源により必要性やまた効果の高い政策に重点的に配分するといったことを基本といたして、最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国の経済社会の再生に全力を尽くすとしているところであります。

そのなかで平成 24 年度地方交付税等につきましては、社会保障費の自然増に対応するため、実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保するなどとして、地方公共団体への交付ベースで 17 兆 4,545 億円が要求されています。

さて本町の財政見直しにつきましては、平成 24 年度の地方交付税額が本年度とほぼ同額を見込めることにより、来年度の当初予算を編成する上で大きなプラスの要因となりました。しかし、「きめ細かな交付金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」といった国が 100%補助を行う交付金や「緊急雇用創出事業補助金」、これが一部を除いて終了することに伴い、平成 23 年度に比べて、厳しい財政状況になることが予測されます。

このような情勢の中で、本町が将来にわたって健全で安定的な財政基盤を確立するために、引き続き行財政改革等による財政健全化に向けた取り組み、また事業の根底に立ち返った厳しい見直しや、「選択と集中」による限りある財源の効果的そして効率的な行財政運営を推進していく必要がございます。

またその一方で「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」の実現、少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、防災対策や人口増加対策など、町民のみなさんが安全で安心して充実した生活を実感できる、魅力あるまちづくりに、これに積極的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、予算の質の改善・透明性の確保などに取り組み、過去の事務事業の進め方に捉われることなく、柔軟な発想や経営の感覚により、事務事業の見直し、コスト縮減、アウトソーシングの推進など更なる行財政全般にわたる改革を進めていくことが重要であります。

平成 24 年度施策におきましては、次の 4 点を重点事項として推進をしてまいります。1 番目に、平成 24 年度スタートいたします新しい事業の運営の充実であります。そのなかでは特に、新しい公共交通及びタクシー助成制度であります。また大山地区、中山地区の拠点保育所の運営の充実であります。また議会でも住民の皆さまからも議論をいただき実施を進めております名和地域休養施設山香荘の事業の充実、さらにはこのたび 3 月議会に上程をさせていただいております地下水保全条例に伴います水ビジネスへの対応及び地下水の資源の調査であります。

重点事項の 4 点のなかの 2 番目に災害に強いまちづくりであります。3 番目に、若

者定住への取り組みの強化であります。4番目に、住民の参画によりますまちづくり、ムラづくりであります。

以上を重点とし、「元気で安全・安心そして安定」を目指したこの取り組みを推進をし、このような取り組みによって、豊かで活力ある・にぎわいのあるまちづくりを実現するべく全力を傾注して取り組んでまいり所存でございます。皆さま方のご指導ご鞭撻のほどどうぞ宜しくお願いを申し上げます。

さて、平成24年度当初予算案の規模でございますが、一般会計96億円1,000万円、特別会計64億3,942万5,000円、企業会計3億7,413万2,000円が支出の合計でございますが、前年度と比較いたしますと、一般会計は1億3,000万円の減、いわゆる1.3%の減となっております。

次に、各分野における具体的な施策の推進とその指針つきましてご説明を申し上げます。

まず社会基盤・生活環境であります。昨年2月、東伯中山間が開通をいたしました山陰道の整備促進につきましては、災害時などにおいて国道9号線が使用できない場合の迂回路や交通安全対策等の面からも、予定されています平成25年度中の名和・中山間の開通実現に向け、国・県はじめ関係機関に働きかけてまいります。

町道整備では、退休寺線・前谷木料線・荘田長田線など14路線の改良工事など、計画的に町道網整備を進めてまいります。

その他、集落内道路の維持補修に対して、建設機械借上料・補修用材料費を支給してまいりますと共に、除雪力の強化としてロータリー除雪車を購入をいたします。

住宅施策では、中山地区での若者向け賃貸アパートや大山口での住宅分譲が好評でございましたので、中山地区に若者向け賃貸アパートの増設を行い、新規就農者への支援策としても活用いたしたいと存じております。

また「空き家・空き地バンク制度」「移住支援制度」集落支援制度により、定住化による人口増加対策の推進と遊休地等の利活用による若者定住対策を継続して進めてまいります。またIターン、Jターンなどで町内に居住された方から要望のあがっている町営墓地の建設につきまして適地の調査を実施をいたします。

公共交通対策といたしましては、高齢者や交通弱者のみなさんのより利便性の高い、また将来的に持続可能な、新たな公共交通のあり方について平成21年度から検討を進めておりましたが、「大山町方式の公共交通」として予約型の交通システムを実施することになりました。

すでに町報での広報や集落での説明会、グループでの説明会を行っておりますが、全国的にも注目を集める試みとして取り組みを進めてまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に進めておりますが、交通安全関係団体等の連携を強化し、町民の交通安全意識の普及啓発に努め、

交通事故の減少や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の生命、身体、財産の安全と保護を図るため、昨年 of 年末年始の豪雪対応や東日本大震災の教訓を踏まえ自主防災組織のさらなる育成強化に努めますとともに、総合防災訓練を行い、防災意識の高揚を図ってまいります。また、津波に対する対応として沿岸部に屋外放送設備の増設を行い、併せて津波のハザードマップを作成して全戸配付をいたしたいと存じます。また、原発災害に対する安心・安全へ向け、的確な情報入手と早期対応策へつなぐものとして、放射線量の明確化、定時・定点観測の地点として、大山町役場大山支所地内に国事業によりますところのモニタリングポストの設置が決定をいたしております。

環境衛生対策では、昨年4月から中山清掃センターの稼働を中止し、一部は米子市クリーンセンターに焼却を委託をいたしております。そのため「ごみのさらなる減量化」これを進め、環境に配慮しながらゴミ処理経費を抑えるため、分別収集の徹底など住民の皆さまのご協力ご理解をいただきながら、減量化に向けた取り組みを進めてまいります。

上下水道事業対策では、施設の維持管理に努めると共に、下水道接続の推進を目指してまいります。

また、地下水保全条例を制定し、私たちの生命の源であります地下水の保全に努めてまいりたいと存じます。

地球環境保全の取り組みとして、「地球温暖化防止のための実行計画」を策定し、全職場において省資源・省エネルギーなど職員の環境意識の高揚拡大と実践に努めておりますが、継続して意識改革に取り組んでまいります。また、自然エネルギー等を活用した取り組みとして引き続き太陽光発電導入促進事業等も進めてまいります。さらに、予約型交通システムを実施するにあたり導入した電気自動車、また充電スタンドの活用を進めてまいります。

次に産業・雇用についてであります。

大山町の基幹産業である農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、農畜産物価格の低迷、豪雪や台風の被害など多くの課題を抱え、厳しい環境にございますが、中山間地域等直接支払推進事業、あるいは農地・水保全管理支払交付金事業、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業、企業等参入促進支援事業、また次世代への鳥取梨ブランド創出事業への取り組み、チャレンジプラン支援事業や就農活動支援事業など担い手農家や農業後継者の育成、また新規就農者の支援、農業経営基盤の強化など進めてまいりますし、耕作放棄地再生利用推進事業など耕作放棄地解消に向けた取り組みを図ってまいります。

本町は、米やブロッコリー、梨・芝、畜産など県下でも有数の農業地帯であります。またサザエやわかめの水揚げも県下一を誇る水産地域であります。

生産物の付加価値を高め、地域の活性化に繋がるよう、大山恵みの里計画を着実に推進をし、地産地消活動や観光交流産業育成への取り組みを進めてまいります。また昨年からの取り組みを行っております名和地域休養施設はリニューアルにより 25 年度からは積極的に活用できることとなります。新しくなった施設を活かして「大山ツーリズム」を推進をし、交流人口の増加を図ってまいります。これを起爆剤として農業や観光をはじめとした町内の関係の皆さんと力をあわせ、農業と観光の活性化、観光交流産業化への展開を進めてまいります。

また農畜産物のブランド力を高めるため、大山ブランド開発支援事業をすすめ、農業協同組合や財団法人大山恵みの里公社など関係機関との連携を図りながら、既存の商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発を手がけていき、農家所得の向上に努めてまいります。

近年増加しております鳥獣被害に対応するため、有害鳥獣被害防止柵の設置や有害鳥獣駆除委託を継続して実施をし行い、農作物に対する被害の減少に努めてまいりたいと考えております。

農地の基盤整備では、畑地帯総合整備事業等の実施、しっかり守る農林基盤交付金事業等に取り組み、畑地灌漑施設・道路・水路などの整備に努めてまいります。

畜産振興では、酪農・和牛の生産向上対策や口蹄疫・鳥インフルエンザ等の予防など、安定生産と農業所得の向上を図ります。また、周辺の住環境に配慮した畜産業を進めるため臭気対策事業への取り組みを進めたいと考えております。

林業振興では、引続き薬剤空中散布によります森林病虫害駆除や被害木の伐倒駆除、森林整備地域活動支援推進事業等により、ナラ枯れ被害拡大防止等森林の保全に努めてまいります。また、集落周辺の山里林の再生への取り組みや、平成 25 年度に行われます全国育樹祭に備え、主要道路沿いの景観を整備する沿道森林景観対策事業を実施してまいります。

水産振興では、御来屋漁港を効率的で効果的な漁港施設とするため、機能診断を行い、その結果に基づき機能保全計画の策定を行うほか、漁業後継者の育成を図るため漁業雇用促進緊急対策事業の取り組みや、サザエ・アワビ種苗放流事業への助成を行ってまいります。

商工振興では、大山 I C 工業団地等への優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ります。また、旧光徳小学校跡地に誘致をいたしておりました「大山金龍株式会社」が創業されることとなり、今後に大いに期待をいたしたいと思っております。

町内の経済活性化策として、昨年からの実施をし好評をいただいております「個人用住宅等改善助成事業」につきましては、経済的な波及効果もかなり高いものがございます。今年度も継続をして進めてまいります。

雇用の創出としては、県からの基金を活用した緊急雇用創出事業を予算計上し、雇用不安対策として実施をいたします。

次に、保健・医療・福祉についてであります。

保健・医療・福祉の関係につきましては、保健福祉センターと国民健康保険直営診療所、包括支援センターを拠点として、3つの分野の相互連携により、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉・介護予防などの福祉サービスの推進を実施しております。

今後も、町内医療関係機関や関係施設などとの協力を仰ぎながら健康診査、健康教育、健康相談、医療体制の強化に努めると共に、人生の終焉を安心して地域そして家庭で迎えることができる在宅介護や在宅医療、そして在宅看取りの仕組みの充実を図ってまいります。

保健関係では、子どもがなかなかできないため不妊治療などを行っているご夫婦は、増加の傾向にございますが、それに係る費用が高額なため、十分な治療を受けることができない方もおられます。これに対し新しく助成をおこなってまいりたいと存じます。また、75歳以上の方の肺炎球菌ワクチンの接種補助や子育て支援施策の一環として、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの助成を継続して実施をしております。

糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備軍の増加を防ぐため、その予防対策として「特定健康診査・特定保健指導」この事業の取り組みや、死亡の原因として大きな割合を占めるガンの早期発見に努めるためのガン検診についても積極的に推進をしております。

なお、大山診療所につきましては、入院病棟は昨年4月より特別養護老人ホームとして民間事業者へ貸し出しをおこない、地域に密着した介護サービスの充実を図ることができました。不在となっております固定医確保に向けては、今後も鋭意努力を続けてまいります。

地域福祉では、住民参画による安心で快適なまちづくりを推進するため、昨年から実施しております「小地域保健福祉活動支援事業」に継続をして取り組み、保健事業や介護予防活動、支え合い活動等に自主的に取り組んでいただく集落の活動を支援してまいります。また、集落の集会所をバリアフリー化するための施設改修に係る費用の助成を行う「生きがい拠点施設整備事業」を継続してまいります。

高齢者福祉では、住み慣れた地域や家庭で健康で生き生きと暮らすことができるよう、配食サービス事業や生きがい活動支援事業、介護が必要な方々等を対象とした外出支援事業を継続してまいります。また、高齢者等を対象とした福祉タクシー事業は、新しくスタートします公共交通機関を、スタートします新しい公共交通機関、この公共交通機関を補完するものとして「タクシー助成事業」に改定をして実施をいたしま

す。さらに、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成に引き続き取り組み、安心して暮らせる町づくりを目指します。

健康づくり・介護予防対策のために専任の医師を配置し、3B体操教室・水中ウォーキング・水中運動教室などの介護予防事業に取り組んできておりますが、今後も引き続き関係機関、学校、地域の皆様の連携をとりながら進めてまいりたいと存じます。

障害者福祉では、障害者のみなさんの自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう、補装具・日常生活用具給付事業、医療費助成事業、住宅改良助成事業などの障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

児童福祉では、子育て支援センターを拠点として、育児学級やすくすく広場等の各種事業を実施しておりますが、新たに中山地区・大山地区に建設される拠点保育所に子育て支援センターを設置いたします。関係機関と連携をはかり、地域の皆様のお力もお借りしながら、子育て支援を進めてまいります。

教育・人権・文化・スポーツについてであります。

教育行政では、「地域特性を活かし、共生する教育文化のまちづくり」というテーマのもと、保護者や地域住民の皆さんの視点に立ちながら、幼児教育、学校教育、社会教育の充実に向けた取り組みを展開したいと考えております。

まず、幼児教育では、町が策定した「子ども教育振興計画」に基づく「子ども教育プログラム」の実現に向け、家庭、保育所、学校が相互に連携しながら一体となって、0歳児から小学校低学年まで子どもたちの発達段階に応じた教育を推進したいと考えております。

具体的には、食生活やメディアとの接し方なども含めた「基本的な生活リズム・生活習慣」を身に付けるための取り組み、親子のふれあいや自然の中で遊びなどを通じた「たくましいからだ・忍耐力」を育む取り組み、絵本の読み聞かせやあいさつ、家族の会話などを通じた「コミュニケーション能力」を育てる取り組みに力を入れ、「心豊かでたくましいだいせんの子」を育てていきたいと考えます。

今年4月には、大山地区、中山地区に新しい保育園が開園をいたします。未満児も含めて受け入れ可能な児童数も増え、一時保育、病後児保育等の保育サービスも充実します。また、子育て支援センターも併設し、ファミリーサポート事業や子育てサークル支援なども行い、就学前教育の総合的な拠点として、機能を果たしていく考えであります。なお、名和地区におきましても平成26年4月の開園を目指して、拠点となる保育園の建設事業を進めたいと考えております。

次に学校教育では、「生きる力」を育むことを目指して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のいわゆる知・徳・体をバランスよく育てていきたいと考えております。

そのために、学校の教育環境の整備や特色ある取り組みへの支援に力を入れるとともに、指導力向上のための教職員研修も積極的に行ってまいります。

また、大山町独自に作成をいたしました地域教材を児童・生徒に配布をし、地域の豊かな自然や歴史についての学びを支援するとともに、地域人材を活かした教育活動を取り入れ、ふるさと大山町を愛する子どもの育成に努めてまいります。

また本町の特色ある取り組みであります中学生によりますアメリカメキキュラ市、韓国江原道襄陽郡との訪問交流や小学生によります沖縄県嘉手納町との交流につきましても継続・充実し、広い視野を持った人材の育成に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を進めるため週4日の米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ、併せて食育についても推進してまいります。

さらに不登校児童・生徒の学校復帰への支援や保護者の教育相談などで大きな成果を上げてきました大山町教育支援センター「寺子屋」につきましては、4月から県の補助がなくなりますけれども、継続して運営をいたします。

社会教育では、「生涯学習のまちづくり」を目指し、町民の主体的な学習や実践を支援する条件整備を進めるとともに、子ども会や女性団体、青年団、PTAなどの社会教育関係団体との活動を支援して、地域からのまちづくりを一層推進してまいります。

特に公民館では、サークル活動など自主的な学習を支援をし、更に「大山学」講座やパソコン講座、通学合宿など住民ニーズを反映したさまざまな学級・講座を継続するとともに、その充実を図ります。

また、「大山カレッジ」を引き続き開校し、成人や高齢者に自己啓発学習と実践学習をあわせもつ学びの場として提供していきたいと考えております。

読書活動の推進につきましても、町立図書館や学校図書館を拠点としながら、さらにブックモバイル車の巡回による町内各所への配本などを通じて、暮らしの中に本のあるまちづくりを一層進めてまいります。

人権教育・人権啓発では、「人権施策総合計画」に基づき、人権交流センターなどを拠点として、同和問題をはじめ障がい者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人権問題の解決に向けて、人権を尊重するまちづくりにいっそう取り組むとともに、男女共同参画推進条例を制定をし、男女共同参画への普及啓発活動を進めてまいります。

文化財行政では、所子地区の門脇家などを中心とした伝統的建造物群保存地区の国選定、「大山僧坊跡」の国史跡指定に向けた取り組みをはじめ、文化財の保護と公開活用を推進してまいります。

社会体育では、スポーツを通じた町民の体力づくり、健康づくりを進めるため、マラソンフェスタ、クロスカントリー大会、町民運動会の開催をはじめ、「総合型スポ

ーツクラブ」の育成、また町の体協支援にも取り組んでまいります。

次に、住民自治・行財政についてであります。

地域の少子高齢化が進み、限界集落という言葉も聞かれるようになりました。本町におきましてもこれまで組織単体で取組んでいた年中行事や共同作業ができなくなってきたことなど、どのように集落活動を維持していくのかということは、これからの住民自治を進めていくために重大な課題であると認識いたしております。

まちづくりの軸足を集落、自治会に置き、自らのムラは、自らが考え・守り・つくるを基本として平成22年から「集落の健康診断」を実施をし、出てきた課題の解決について、今後集落単位、あるいは旧村単位、また大きな課題については町全体の課題としてその解決を模索する取り組みを行っております。この取り組みを更に進めるため住民自治組織支援事業を継続して進めてまいります。

また、地方分権の時代にふさわしい住民自治を推進し、発展させていくため、住民の視点にたったまちづくりや自治組織の仕組みづくりが求められています。地域コミュニティで、自らが住み暮らす地域の改善や活性化を図る取り組みを支援するための「地域活性化支援事業交付金」を継続して進めてまいります。また、鳥取大学との連携事業にも取り組んでまいります。

広報公聴事業では、行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」やケーブルテレビの内容の充実に努めてまいりました。今後も引き続き行政情報の発信に努めるとともに、「出前座談会」「町長への手紙」、「行政目安箱」などによりますところの公聴事業の充実に努めてまいります。

健全な財政運営では、平成22年度に策定を行いました総合計画後期計画基本計画に基づき、まちづくりを進めるとともに、平成27年度からは合併算定替によりますところの普通交付税が縮減してまいりますので、「大山町行財政改革大綱」また「集中改革プラン」に基づき健全で持続可能な行財政運営へ努めてまいります。また、行政組織再編についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

むすびに、平成24年度の予算案総括の説明として、その取り組みの方針をご説明申し上げましたが、平成24年度予算は、町税、各種譲与税、交付金、国・県支出金など歳入財源の確保が厳しい状況のなか、総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」これの実現、そして「元気で、安心・安全そして安定を目指した町づくり」を進めるために、必要性やより効果の高い施策に重点的に配慮するといった創意工夫をしながら予算編成を終えたところでございます。

24年度は「名和地域休養施設活性化事業」におきますところの施設が整備が完了して、具体的に活性化事業が動き始めます。

本町のもつ農業資源、水産資源、観光資源などなど、さまざまな資源を活かして、住民の皆さんや、民間力、行政、連携をして一体となって地域活性化を実現し進めて

てまいりたいと考えております。

平成 25 年度の山陰道町内の全線開通に向けて、我が町のすばらしい財産、自然、歴史、文化、そしてさまざまな産業、私たちの命の源であります食、これを体感していただく、仕掛けや仕組みづくりをさらに進めてまいりたいと存じます。そしてにぎわいのある町づくり、若者が一人でも多く、定住するまちづくりを進めてまいりたいと思います。

議員の皆さま、そして町民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成 24 年度の大山町施政方針の説明に返させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これで町長の施政方針の説明を終わります。ここで休憩いたします。再開は 25 分といたします。休憩します。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

日程第 5 議案第 5 号から日程第 18 議案 18 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第 5、議案第 5 号 大山町男女共同参画推進条例の制定についてから、日程第 18、議案第 18 号 町道路線の変更についてまで計 14 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは上程いただきさました議案第 5 号 大山町男女共同参画推進条例の制定について、説明を述べさせていただきます。

本町におきましては、平成 19 年に「大山町男女共同参画プラン」を策定し、これまでも男女共同参画を推進するために取り組んでまいりました。

少子高齢化・過疎化の進行、家族形態の多様化、社会経済の急速な変化などに対応するため、本町におきましても、男女共同参画の推進が求められており、重要な課題であります。

本条例は、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画をし、心豊かで活力のある大山町を目指すために、「大山町男女共同参画推進条例」を制定をいたすものでございます。

なお、施行日は平成 24 年 4 月 1 日といたしております。以上で議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 6 号 「大山町予約型交通システムに関する条例の制定について」でございませう。

本案は路線バスや巡回バスなどの公共交通の通わない、いわゆる交通空白地域の解

消と、高齢者や障がいのある方等をはじめとする、交通弱者といわれる方々が、いまお住まいの集落にあっても、日常生活を営む上で必要な、医療や商店への買物などの移動に係る交通を確保して、今後も安心して住み続けられるように、また利用予約があった場合のみ運行を行うことで、効率性を高め、将来に渡っても持続可能な公共交通となることを期待し、従来の巡回バスに代わり運行を計画しています大山町予約型交通につきまして、運行に必要な具体的な事項を定めるために条例を制定するものです。

条例の主な内容といたしましては、予約型交通の運行日・運行区域および運行時刻、また利用者、予約や運賃など、運行に必要な具体的事項について定めることとしております。

またこれに合わせて、これまで運行を行っておりました名和および中山巡回バスにつきましては、廃止することとし、関連する大山町巡回バスの運行に関する条例につきましては、廃止することとしております。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第7号 大山町地下水保全条例の制定についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町内における地下水が豊かな森林で長年にわたり蓄えられた大山の恵みとして、町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、限りある地下水を保全する条例を制定するものであります。

条例の主な内容といたしましては、1、地下水の保全地域は、町内全域であります。2、地下水を採取するために井戸を設置する場合、動力を用いる揚水機の吐出口の断面積及び定格出力並びに井戸の側管の口径により、あらかじめ許可または届出を必要といたしております。3、吐出口の断面積が6センチ平方メートル以上もしくは定格出力が0.4キロワットを超える揚水機の設置または井戸の側管の口径が66ミリを超えるときのいずれかに該当する場合は、許可が必要となり、6センチ平方メートル未満、0.4キロワット以下、また66ミリ以下の場合は、届出が必要となります。変更する場合も同じ扱いとなります。4、許可が必要な井戸の場合、試掘の届出が必要となります。5、許可が必要な井戸の場合、関係町民等への説明、排水施設の設置、水量測定器設置等の許可基準を満たす必要があります。6、許可が必要な井戸の場合、申請前に周辺井戸等への水量の影響調査が必要となります。7、許可が必要な井戸の場合、申請前に関係町民等への説明会が必要となります。8、許可が必要な井戸の場合、地下水の採取量および井戸使用状況等の報告が必要となります。9 として地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者に対して必要な措置をとるよう指導や勧告、または命令をすることがあります。10、命令等に従わない場合は、罰則規定を設けております。11

に附則において既設井戸についても、一部適用される条項があります。そして、施行期日は、平成 24 年 7 月 1 日といたしております。

なお、附則第 6 項において、平成 23 年第 10 回大山町議会定例会において、地下水の採取等について大山町環境保全条例の一部改正をしたところでございますが、この条例の第 2 条第 5 号の開発行為の定義から「地下水の採取」を削るとともに、第 13 条第 1 号の面積要件の適用除外の括弧書きの「（動力を用いる揚水機の吐出口の断面積が 8 センチ平方メートルを超えるものを除く。）」この括弧を削るものであります。以上で、議案第 7 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてでございます。大山町税、説明を申し上げます。本案は、昨年 12 月 2 日に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律と、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたこと、また 12 月 14 日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、大山町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、都道府県の法人税の増収に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県のたばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することや、平成 26 年度から 35 年度までの個人の町民税の均等割の標準税率(現行 3,000 円)について 500 円を加算した額とすることなどであります。これで議案第 8 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 9 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容は、3 年に 1 回見直しを行います介護保険料についてであります。第 4 期の平成 21 年度から 23 年度の介護給付費が増加傾向にあり、第 5 期においてもその傾向は続く見込みであります。

また、平成 24 年度からの介護報酬改正、及び第 1 号被保険者と第 2 号被保険者との人口割合の変化から保険料の負担割合が変更となり、第 1 号被保険者の保険料負担が増加いたしますことと、第 4 期中におこないました財政安定化基金からの借入分の返済があること等の状況により、基準額を現在の 4,450 円から 5,490 円に改正することとし、関係条文の整備を行うものでございます。これで議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 10 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

平成 22 年度税制改正により、平成 23 年分所得税から、15 歳未満の年少扶養控除(38 万円)及び 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(25 万円)が廃止されま

した。

これにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおりの控除を適用したならば、所得税が非課税となるものは、特別医療費の助成を行うよう所要の改正をするもので、該当箇所は、条例別表第 5 号と附則であります。

また、これに加え、条例の内容を簡潔かつ正確にするための改正も行い、条例第 3 条第 2 項第 1 号イ（境界層）について、境界層該当者について表現を簡潔にし、条例第 3 条の 2 の新設により、助成に関する部分と助成を受ける者の負担金の部分とを分け、分かりやすくし、条例別表第 1 号（身体障害者の受給資格）について、所得を正確に定義付けたところであります。なお、施行日は平成 24 年 7 月 1 日としております。これで、議案第 10 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 11 号 大山町公民館条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

改正の主な内容としましては、第 1 点として公民館運営審議会委員の委嘱基準の追加であります。

これまで公民館運営審議会委員の委嘱基準につきましては、社会教育法第 30 条第 1 項で規定されていましたが、平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」これの制定により該当項目が社会教育法から削除され、その代わりに市町村において文部科学省が定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、委嘱基準を公民館条例に追加するものであります。

第 2 点として、名和公民館における貸し出しできる部屋の追加であります。名和公民館にはコンピューター室を備えておりますが、これまではコンピューターを外部と結ぶ回線が役場のサーバーを経由していたため、行政情報の漏洩防止の観点から貸出しをしていませんでした。

しかし町民等からのコンピューターを使用した学習活動の要望に応えるため、回線を別ルートにするなど情報の漏洩防止対策を講じて、当該室の貸し出しが行えるようになったことから、当該の室料等を定めるものであります。これで、議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 12 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、中山地区及び大山地区の拠点保育所となる「中山みどりの森保育園」と「大山きゃらぼく保育園」を、平成 24 年 4 月に開設することに伴い、保育所の名称及び位置を改正するものであります。

拠点となる保育所の名称は、町民の皆さんから公募し、選考委員会で決定いたしました。新設の保育所については「保育園」という名称を使用しますが、既存のものは、

今までどおり「保育所」としております。なお、施行日は平成 24 年 4 月 1 日といたしております。以上で議案第 12 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 13 号 大山町営住宅条例の一部改正についてであります。

本案は、地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、公布されたため行なうものであります。改正の主な内容といたしましては、入居者の資格、入居者資格の特例、同居承認、敷金の納付等、収入超過者等に関する認定について改正するものであります。以上で議案第 13 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 14 号 「大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、ロータリー除雪車を購入することにより、町内でも特に豪雪地帯にある町道種原線を中心に狭隘な路線の幅員を確保し、地域住民の安定した生活と観光客の安全の確保を図るため、大山町種原辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。この事業は平成 24 年度で実施をし、事業費は 2,500 万円で、その財源は、国庫支出金 1,666 万 6,000 円と一般財源 833 万 4,000 円であります。なお、一般財源のうち辺地対策事業債 830 万円を充当する予定でございます。

なお、この辺地債は、後年元利償還金の 80%を普通交付税に算入することとなり、残りの 20%が町費分となります。以上で、議案第 14 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 15 号 「大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の変更について」であります。

本案は、平成 23 年第 10 回大山町議会定例会で議決をいただきました大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。

変更内容といたしまして、大山町名和地域休養施設整備事業に山香荘の空調機器及びアプヘルハウスの屋根等の再整備を追加するものであります。

変更後の計画期間は、平成 23 年度から平成 24 年度までの 2 ヶ年とし、追加事業費は 3,153 万 3,000 円で、その財源は一般財源であります。その一般財源のうち辺地対策事業債 3,150 万円を充当する予定であります。

変更後の総事業費は、3 億 6,653 万 3,000 円となり、その財源は日本サッカー協会助成金 6,000 万円、独立行政法人日本スポーツ振興センター助成金 6,500 万円と一般財源 2 億 4,153 万 3,000 円となります。なお、一般財源のうち辺地対策事業債 2 億 4,150 万円を充当する予定であります。以上で、議案第 15 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 16 号 「大山町過疎地域自立促進計画の変更について」であります。

本案は、平成 23 年 3 月大山町議会定例会において変更議決をいただきました大山町

過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業の中止及び追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。

変更内容は、ホットスポット整備事業の中止、及び町道 6 路線、津波対策としての沿岸部の防災行政無線屋外子局の整備、佐摩地区簡易水道施設整備事業を追加するものであります。

なお、過疎債は、後年元利償還金の 70%を普通交付税に算入することとなっており、残りの 30%が町費分となります。以上で、議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 17 号「大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について」であります。

本案は、平成 17 年 3 月 28 日に締結した「大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約」を変更する協議をするものでございます。

主な変更内容は、研修所の名称変更に伴い、第 2 条第 2 項中「鳥取県自治研修所運営審議会」を「鳥取県職員人材開発センター運営審議会」に改正するものであります。

また、今まで研修に係る経費の一部について市町村振興協会が国から受け取り市町村に配分するオータムジャンボ交付金の一部を充てておりましたが、今後は市町村が研修に係る経費を鳥取県に直接支払い、国からの交付金は、市町村振興協会から市町村に配分されることになりました。そのため第 2 条 1 項の委託事務の管理及び執行に要する経費について人件費を除くとしていたものを削除し、人件費を含んだ経費を本町の負担とするものでございます。

以上のとおり規約を変更する協議をすることにつきまして、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上で、議案第 17 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 18 号 町道路線の変更につきまして、前谷木料線の説明を申し上げます。

本案は、前谷集落と国道 9 号とを結ぶ既存の生活環境道を拡幅整備するため、町道路線を変更するものであります。

この路線は、前谷集落と国道 9 号とを結び、一般車両、緊急車両の通行に利用され、生活用の道路としての役割を担う重要な道路として現在位置づけられております。国道 9 号とのアクセス強化、地域交通の利便性を向上させることを目的とし拡幅整備を行うため、町道路線の変更を求めるものであります。

路線名は町道前谷木料線、延長を 400 メートル延伸し、起点を豊成字二子塚 1060 番から国道 9 号接続点であります豊成字三反田 3363 番 2 地先に変更するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。これで、議案第 18 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここで、休憩いたします。再開は、午後1時といたします。休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

日程第19 議案第19号から日程第37 議案第37号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第19、議案第19号 平成24年度大山町一般会計予算から、日程第37、議案第37号 平成24年度大山町水道事業会計予算まで、計19件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは、議案第19号 平成24年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

第1条で、平成24年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出96億1,000万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、23年度予算と比較いたしまして額にして1億3,000万円の減、率にして1.3%の減であります。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によることといたしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、平成24年度一般会計予算の特徴的なものとしましては、歳入においては、扶養控除の廃止に伴う町民税は増に比べ、固定資産税の評価替に伴う減の方が大きいため、町税収入総額は前年度に比べ1,193万1,000円の減額であり、14億6,500万円程度となる見込みであること、地方交付税は前年度に比べ7,000万円減の50億5,000万円を見込んでいるということ、地方交付税に替わる「臨時財政対策債」の発行予定額を前年発行可能額の14%減の4億5,570万円を見込んでいることとあります。

次に歳出につきまして主なもの、特徴的なものを目的別にご説明を申し上げます。

議会費は、1億1,954万1,000円であります。

総務費は、15億6,191万1,000円であります。特徴的なものとしたしましては、沿岸部の屋外子局増設のための電波調査、設計工事として沿岸部屋外子局増設事業2,761万1,000円、地域の振興及び一体感醸成を目的とした合併振興基金積立金2億1,200万円、住民自治組織育成支援事業485万円、大山恵みの里公社の公益部門を支援する大山恵みの里プロジェクト推進事業費5,700万1,000円、情報通信事業特別会計繰出金2億9,604万7,000円、町長及び町議会選挙費379万3,000円、海区漁業調整委員会選挙費156万7,000円、土地改良区総代選挙費71万8,000円であります。

民生費は、24億3,637万6,000円であります。特徴的なものは、公共交通の見直しに伴い制度改正を行うタクシー助成事業357万2,000円、地方消費者行政活性化交付金事業の充実402万3,000円、国保事業特別会計繰出金1億2,936万6,000円、後期高齢者医療費療養給付費負担金2億1,894万7,000円、後期高齢者医療、介護保険特別会計繰出金合わせて3億7,048万8,000円、障害者福祉費で、扶助費3億6,230万7,000円、児童福祉総務費で名和地区に加え新たに中山地区と大山地区に新設される地域子育て支援センター事業1,586万1,000円、児童措置費で子ども手当事業2億4,556万3,000円、保育所費は、総額5億3,794万2,000円であります。

衛生費は、6億8,402万9,000円を計上し、主なものは、母子保健事業では人工授精、特定不妊治療、不育治療を行っている住民の方々に対して、助成を行う不妊治療費助成事業330万円、診療所会計への繰出金2,810万6,000円、名和クリーンセンター運営費、米子市への廃棄物焼却処理委託料、また西部広域行政管理組合負担金を含む塵芥処理費3億4,619万9,000円、し尿処理費で西部広域行政管理組合負担金4,207万円、合併処理浄化槽設置補助金552万円であります。

農林水産業費は、11億7,817万3,000円を計上し、特徴的なものは、農業費で化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行う環境保全型農業直接支援対策事業165万6,000円、耕作放棄地再生利用推進事業の継続1,000万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業2,559万5,000円、二十世紀梨の出荷量を9月中下旬へ移行する取り組みを実施する「二十世紀梨ブランドリバイバル事業」1,000万円、町内の農家にモデルとなってもらい家畜の臭気濃度測定業務委託を行う畜産関係臭気対策事業652万円、「しっかり守る農林基盤交付金事業」の継続として4,210万円の計上をいたしております。

林業費では、集落等が主体となっていく集落周辺の森林環境整備や継続的な維持管理等の山林への再生への取り組みに対して支援する集落型里山林整備モデル事業補助金100万円、平成25年春の全国植樹祭にむけた道路沿いの松くい虫被害木や竹等を伐採処理する沿道森林景観対策事業580万8,000円、また漁港建設費で、御来屋漁港の効率的で効果的な漁港漁場施設の更新を図るため、老朽化状況を調べる機能診断、診

断結果に基づく機能保全計画の策定経費として1,464万円の予算化をいたしております。

商工費でございますけれども、商工費は2億3,544万9,000円であります。主なものは、中小企業小口融資資金貸付金2,000万円、県の緊急雇用創出交付金を受けた雇用対策費3,211万6,000円、個人用住宅改善助成事業1,050万円、「大山」を「だいせん」と認知してもらうための大山だいせんプロジェクト事業費1,646万円、大山アールペンライン街並み環境整備事業2,040万7,000円などがございます。

土木費は、7億4,399万6,000円であります。道路新設改良費は1億9,788万1,000円で、継続事業の施工と合わせて、地域活力基盤創造交付金等を活用して神原福尾線、一の谷赤松線、坊領向原線など12路線の測量設計や一部用地取得を行い、計画的な道路網の整備に取り組む予定であります。住宅費では、若者向け住宅2棟のリース料501万2,000円、外溝工事690万円を新たに計上いたしております。

消防費は、3億1,734万6,000円であります。主なものは、常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億6,510万5,000円、防災対策費で土砂災害に加え津波を想定したハザードマップ作成業務委託料756万円、自主防災組織育成補助金280万円などあります。

教育費は、6億9,104万1,000円あります。教育費で特徴的なものは、大山僧坊跡の保存活用方策の検討を行い、国史跡指定に向けた取組みを推進する「大山僧坊跡等保存活用事業」678万2,000円、所子地区の歴史的町並み保存のため、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組みを推進する調査事業費83万5,000円、このほか、スクールソーシャルワーカー等活用事業222万6,000円、不登校児童生徒対応施設教育支援センター寺子屋の運営経費290万4,000円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上などに取り組む予定であります。

公債費は、15億4,022万5,000円を計上いたしております。元金償還金が13億6,666万2,000円、償還金利子が1億7,330万6,000円あります。

予備費は、1,500万円を計上し、不測の事態に備えることといたしております。

なお、給与費につきましては、事項別明細書の226ページ・227ページになりますが、特別職が1億8,346万2,000円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして16億2,586万9,000円を計上いたしております。

以上で、議案19号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付いたしております予算の概要についてもご覧いただければと存じます。

続きまして議案第20号 平成24年度大山町土地取得特別会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4万円と定めております。

歳入につきましてご説明をいたします。第 5 款財産収入では、第 5 項財産運用収入で土地開発基金利子 3 万 8,000 円を、第 15 款繰越金では、第 5 項繰越金で 1,000 円、第 20 款 諸収入では、第 5 項 町預金利子で 1,000 万円をそれぞれ計上いたしております。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款諸支出金の第 5 項公有財産取得費で、土地開発基金繰出金 4 万円を計上いたしております。以上で議案第 20 号の説明を終わります。

次に、議案第 21 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,711 万 4,000 円と定めております。

まず、歳入の主なもの、第 5 款県支出金第 5 項県補助金 10 万 3,000 円、第 20 款 諸収入第 10 項貸付金元利収入 1,694 万 1,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款総務費第 5 項総務管理費 471 万 2,000 円の主なもの、一般会計への繰り出し金でございます。第 10 款公債費第 5 項公債費の 1,240 万 2,000 円は、起債の元利償還金であります。以上で、議案第 21 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 22 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計予算につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理をいたします開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上いたしております。

第 1 条では、平成 24 年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,285 万 7,000 円と定めております。

内容について歳入からご説明を申し上げます。第 5 款管理収入の 982 万 6,000 円は、計量給水量を計上しております。第 20 款寄付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金であります。第 25 款繰越金 272 万 4,000 円は前年度の繰越金であります。第 30 款 諸収入の 10 万 5,000 円は、預金利子、開拓専用水道施設管理組合負担金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費の 1,185 万 7,000 円は、施設管理に要する経費や基金積立金等を計上いたしております。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案 22 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 23 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計予算についてでございます。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や、施設の維持管理、借入金の返済等を主に計上した予算でございます。

平成 24 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,840 万 4,000 円と定めております。

歳入から説明を申し上げます。第 10 款使用料は、主に空き芯線の使用料で 27 万 9,000 円を計上いたしております。第 15 款財産収入は、主に情報通信設備の貸付料で、4,173 万円を計上いたしております。第 20 款繰入金は、人件費分及び公債費相当分、そして事業経費を一般会計から繰入するものでございまして、2 億 9,604 万 7,000 円を計上いたしております。第 30 款諸収入は、主に電柱支障移転の工事補償金等で 1,004 万 7,000 円を計上いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。第 5 款総務費 1 億 1,528 万 4,000 円の主なものは、職員の人件費 819 万 2,000 円、施設保守委託料 5,098 万円、共架電柱等の使用料及び賃借料 2,105 万 3,000 円、電柱支障移転に係る工事費 1,593 万円などであり、施設の維持管理に必要な経費でございます。

第 10 款公債費 2 億 3,302 万円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金で 2 億 1,430 万 4,000 円と利子 1,871 万 6,000 円であります。以上で議案第 23 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 24 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計予算についてでございます。

平成 22 年度から直営で管理運営を行っております本施設でございますが、24 年度も継続をして直営で運営しつつ、多目的広場の設置や既存施設の改装等、地域及び施設の活性化のための整備事業を行なおうとするものでございます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,959 万 6,000 円と定めております。

歳入の主なものは、第 5 款第 5 項施設使用料 1,000 万円、第 10 款第 5 項一般会計繰入金 1,809 万 4,000 円、第 25 款第 5 項町債で辺地債を 3,150 万円といたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第 5 款総務費、第 5 項総務管理費、第 1 項一般管理費の 5,748 万 5,000 円の主なものは、施設管理運営に必要となります人件費、施設管理の委託料など、また営業用の光熱水費、消耗品、原材料、クリーニング代、厨房備品費など約 2,650 万円のほか、山香荘本館及びアプヘルハウスの屋根や空調照明設備などの改装費約 3,150 万円であります。第 10 款公債費第 5 項公債費第 2 目の利子は、辺地債の利子 211 万円であります。以上で、議案第 24 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 25 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 24 年度大山町簡易水道の歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ 1,022 万 9,000 円と定めております。

内容について歳入からご説明をいたします。第 10 款使用料及び手数料の 223 万 5,000 円は、水道使用料であります。第 20 款の繰入金 488 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 35 款町債 300 万円は、施設整備のための簡易水道事業債及び過疎対策事業債であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。総務費の 398 万 4,000 円は、施設管理に要する経費であります。第 10 款事業費 347 万 7,000 円の主な内訳は、新佐摩橋水道本管復旧工事に係る工事請負費 213 万 9,000 円、また佐摩配水池警報通報装置工事に 86 万 5,000 円などであります。第 15 款公債費 266 万円は企業債元金償還金と利子でございます。以上で議案第 25 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 26 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

第 1 条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ 24 億 8,697 万 2,000 円と定めております。

歳入から主なものを説明をいたします。第 5 款国民健康保険税 4 億 5,467 万 7,000 円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者、退職被保険者共に 93%を見込んでおります。また、税率税額につきましては、5 月の本算定時に決定をいたしたいと考えております。

第 15 款国庫支出金 6 億 3,865 万 3,000 円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金が主なものでございます。第 20 款前期高齢者交付金 5 億 6,487 万 1,000 円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。第 25 款療養費給付費等交付金 2 億 1,161 万 4,000 円は、退職被保険者に係る交付金であります。第 35 款共同事業交付金 3 億 4,122 万 6,000 円は、鳥取県国保連合会からの保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業交付金であります。第 50 款繰入金 1 億 6,236 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金が 1 億 2,936 万 6,000 円で、保健基盤安定繰入金、職員人件費等分繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れするものでございます。また、国保基金からの繰入金が 3,300 万円で歳入の不足分を補うものでございます。

次に歳出につきまして説明をいたします。第 5 款総務費の 4,222 万 9,000 円は、職員 4 人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものでございます。第 10 款保険給付費 16 億 7,183 万 2,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 25 款老人保健拠出金の 2 万 7,000 円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。第 30 款介護納付金 1 億 2,611 万 5,000 円は、介

護保険 2 号被保険者に係る納付金であります。第 35 款の共同事業拠出金 3 億 4,722 万円は、高額医療費共同事業、また保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金でございます。第 40 款保健事業費 3,442 万 8,000 円は、特定健康診査等の事業、また人間ドック等検診委託料等に係る経費が主なものでございます。第 55 款諸支出金の 607 万 5,000 円は、保険税の還付金、及び特別調整交付金に係る国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。以上で議案第 26 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 27 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算についてでございます。

本会計は、国民健康保険直営診療施設であります名和、大山、大山口の 3 診療所を適正に経営管理するものでございます。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8,667 万 2,000 円であります。

歳入から説明を申し上げます。第 5 款診療収入 3 億 230 万 3,000 円は、3 診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 1,348 万円は、大山口診療所が行う訪問リハビリテーション収入と今年度から医療保険を介護保険に切り替えて実施する予定の通所リハビリテーション収入を新規に計上いたしております。第 20 款財産収入 500 万円は、介護事業者に貸しております大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 3,260 万 6,000 円は、大山診療所と大山口診療所の施設整備に要した起債償還金への充当分及び 3 診療所運営のための必要経費の財産補填並びにへき地医療機関であります大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものでございます。

次に支出について説明をいたします。第 5 款総務費 1 億 7,672 万 4,000 円は、職員給与並びに嘱託職員、臨時職員賃金などの人件費として、需用費は各診療所の電気代など光熱水費として、委託料は建物警備や消防設備などの保守管理料として計上いたしているところであります。第 10 款医業費 1 億 7,813 万 5,000 円の内訳ですが、需用費の主なものは患者に処方する医薬材料代 1 億 6,020 万円であります。委託料 1,260 万 2,000 円は、医療用機器の保守点検 332 万 6,000 円及び血液検査などの臨床検査委託料 708 万円が主なものであります。

また使用料及び賃借料 467 万 3,000 円は、医療機器のリース料が主なものでございます。第 15 款公債費 3,151 万 3,000 円は、大山診療所及び大山口診療所の施設整備に要した起債償還金の元金とまた利子であります。以上で議案第 27 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 28 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,335 万 4,000 円と定めております。この予算額は、前年度に比べて 589 万 2,000 円の増額、率にして約 3.1%の増であります。

歳入からご説明申し上げます。第 5 款保険料の 1 億 1,553 万 5,000 円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第 10 款使用料及び手数料 2 万 1,000 円は督促手数料を見込んでおります。第 20 款繰入金 7,779 万円は、保険基盤安定繰入分と事務費を一般会計から繰り入れるするものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費 356 万 7,000 円は、後期高齢者医療システム保守委託料、一般通信運搬費が主なものであります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 8,906 万円は、広域連合への保険料負担金と事務費負担金であります。第 15 款諸支出金 70 万円は、保険料還付金を見込んでおります。第 90 款予備費を 2 万 7,000 円として財源調整を図っております。以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 29 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計予算についてであります。

本会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 19 億 4,751 万 4,000 円と定めております。

歳入から説明を申し上げます。第 5 款保険料 3 億 2,803 万 4,000 円は、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る介護保険料であります。第 15 款国庫支出金 4 億 8,400 万 4,000 円は、保険給付費に対する国の負担分 3 億 1,910 万円、調整交付金 1 億 4,640 万円、介護予防事業等への地域支援事業交付金 1,850 万 4,000 円であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 5,598 万 9,000 円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金として第 2 号被保険者の負担分が交付されるものでございます。第 40 款諸収入 84 万 3,000 円は、主に地域支援事業に係る利用者負担金でございます。

次に歳出につきまして説明申し上げます。第 5 款総務費 4,809 万 7,000 円は、職員給与費及び介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金が主なものでございます。

第 10 款保険給付費 18 億 1,600 万円は、介護サービス及び介護予防サービスに係る給付費、低所得者に対する軽減を行う特定入所者介護サービス費、そして自己負担の上限を超えた部分を給付する高額介護サービス費等標準給付費を計上いたしております。第 15 款地域支援事業費 6,107 万 6,000 円は、二次予防事業対象者等の介護予防事業費、包括支援センター運営費として職員給与、医師賃金等を計上しております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。以上で、議案第 29 号の提案理由を終わります。

続きまして議案第 30 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本案は、大山町が管理をいたします 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 24 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 6,350 万円と定めております。

歳入からご説明申し上げます。第 5 款分担金及び負担金の 312 万円は、現年度の新規加入分担金 300 万円と名和处理区、光徳処理区の過年度分担金 12 万円であります。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 1,128 万 1,000 円は、下水道使用料の収入であります。第 35 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。第 5 款事業費の 1 億 2,344 万 6,000 円は、17 箇所の施設の維持管費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものでございます。第 10 款公債費 3 億 3,875 万 4,000 円は、起債の元利償還金、第 15 款諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料の還付金でございます。以上で議案第 30 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 31 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本案は、大山町が管理をいたします 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上いたしております。第 1 条では、平成 24 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 254 万 3,000 円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。第 5 款分担金及び負担金の 843 万円は、各処理区の花担金の収入であります。第 10 款使用料及び手数料の 1 億 870 万 3,000 円は、下水道使用料の収入であります。第 20 款繰入金の 2 億 8,540 万 7,000 円は、一般会計からの繰入であります。第 30 款諸収入 2,000 円は預金利子等であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款事業費の 9,912 万 2,000 円は、4 箇所の施設の維持管理費、そしてコンポスト施設の維持管理負担金等が主なものでございます。第 10 款公債費 3 億 232 万 1,000 円は、起債の元利償還金でございます。また第 15 款諸支出金 10 万円は、公共下水道使用料の還付金であります。第 90 款予備費の 100 万円は、不測の事態に備えるものでございます。以上で議案第 31 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 32 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計予算についてであります。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上いたした予算でございます。平成 24 年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3,077 万 1,000 円と定めております。

歳入からご説明を申し上げます。第 15 款繰入金は、一般会計からの繰入金で 439 万円、第 25 款諸収入は、収益事業収入で売電収入 2,637 万 9,000 円を見込んでおります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第5款総務費は1,247万8,000円で、主なものは、風力発電所保守点検にかかる電気主任技術者賃金117万円、施設修繕料262万9,000円、保守点検業務委託料594万3,000円、売電事業収入にかかる消費税97万1,000円であります。第10款公債費は1,829万3,000円で、財政融資の元金償還金の1,630万3,000円、また償還金の利子199万円であります。以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第33号 平成24年度大山町温泉事業特別会計予算についてでございます。

本案は、なかやま温泉にかかる温泉の給湯事業及び温泉館・お食事処ナスパルの指定管理等に要する経費を計上いたしております。

歳入歳出の総額は、それぞれ464万7,000円と定めております。

歳入の主なものは、第5款温泉使用料352万2,000円、第10款一般会計繰入金112万2,000円であります。

続きまして歳出についてでございます。指定管理者である株式会社かいけに支払うものでございますが、第5款指定管理料358万9,000円、施設修繕料90万9,000円、消費税5万円が主なものでございます。

また、指定管理の期間を平成22年度から平成24年度までの3年間といたしており、債務負担行為の限度額も設定させていただいているところであります。以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第34号 平成24年度大山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成24年度に行うナスパルタウン及び大山口駅前住宅団地の土地の売り払い、分譲地の管理費、販売促進費、売却代金による借入金の返済を主に計上した予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,891万4,000円と定めております。

歳入からご説明申し上げます。第5款財産収入3,678万6,000円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第10款繰入金212万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。第5款宅地造成事業費758万1,000円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼、また販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料と大山口駅前住宅団地の購入者への特典制度として定住促進助成金を計上いたしております。第10款公債費3,133万3,000円は起債の償還金であります。以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案35号 平成24年度大山町索道事業特別会計予算についてでございます。

本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸経費の管理を行うものでございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3,124万5,000円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第20款第10項第2目の雑入で、24年度分の指定管理納付金3,104万5,000円を見込んだものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第5款索道費第5項索道管理費第1項索道管理費の3,024万5,000円の主なものは、中の原ゲレンデ敷地使用料1,578万7,000円、各種団体・イベントへの負担金189万円、索道事業基金への積立金1,240万1,000円であります。以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第36号 平成24年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についてでございます。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額は、それぞれ51万1,000円と定めております。

歳入からご説明申し上げます。第5款分担金及び負担金30万円は、審査会を構成する本町を除いた6町村からの負担金であります。第10款繰入金5万円は、本町分の負担金相当額を一般会計から繰り入れるするものであります。第15款繰越金16万円は、平成23年度から検討を進めております諮問事項の審査経費相当分を繰り越すものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第5款総務費50万1,000円は、審査会委員及び事務職員の報酬34万4,000円、旅費14万9,000円、消耗品費2,000円、通信運搬費5,000円、会議室借上料1,000円を見込んでおります。また第10款の予備費の1万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第37号 平成24年度大山町水道事業会計予算についてでございます

はじめに、予算第2条業務の予定量でございますが、給水戸数5,650戸、年間総給水量183万立方メートル、一日平均給水量5,013立方メートルを予定いたしております。

まず、予算第3条収益的収入及び支出をご説明をいたします。第1款水道事業収入の第1項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で2億2,665万1,000円、第2項営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助等で995万4,000円を計上し、水道事業収益の合計を2億3,660万5,000円といたしております。

次に、支出第1款水道事業費用の第1項営業費用は、修繕費、人件費、減価償却費等で1億7,036万6,000円、第2項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で4,951万6,000円を計上して、水道事業費用の合計を2億2,029万2,000円といたし

ております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入では、他会計からの負担金及び補助金等で5,180万2,000円、支出では建設改良による工事費、企業債の償還金などで1億5,384万円を計上いたしているところであります。

以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） ここで休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後2時1分 休憩

午後2時10分 再開

日程第38 議案第38号から日程第54 議案54号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第38、議案第38号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第10号)から、日程第54、議案第54号 平成23年度大山町水道事業会計補正予算(第1号)まで、計17件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは議案第38号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第10号)につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、町税の収入額の調整、譲与税・交付金等の額の調整、また事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込み等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものでございます。

この補正予算(第10号)は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,062万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,742万1,000円といたしております。

次に、第1表の歳入でございますが、各費目とも決算見込みによる増減でございます。歳入の特徴的なものとしたしましては、第60款県支出金第10項県補助金の災害復旧費県補助金で、台風第12号災害に伴う作業道災害復旧対策事業補助金312万1,000円を追加いたしております。また、第80款繰越金で実績に伴い繰越金8,438万6,000円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。歳出につきましてもそれぞれの事業の決算見込みにより増減でありまして事業費の減額が大半でございます。

それではそのなかで今回の補正で増額をしております主なものについてご説明を述べさせていただきます。第5款議会費は49万3,000円のこれは減額であります。第10款総務費は2,161万7,000円の減額であります。そのなかで増額の主なものは、

第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 5,729 万 4,000 円、企画費で申請件数の増に伴う太陽光発電等導入促進事業補助金 144 万円の追加であります。

第 15 款民生費は 6,655 万 6,000 円の減額であります。そのなかで増額の主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金 536 万 2,000 円、老人福祉費で介護給付費の増加に伴う介護保険特別会計繰出金 406 万円の追加であります。第 20 款衛生費は 499 万 7,000 円の減額であります。そのなかで増額の主なものは、第 5 項予防費で受診者数の増に伴う基本健康診査委託料 94 万円、診療所費で国民健康保険診療所特別会計繰出金 987 万 6,000 円の追加であります。第 30 款農林水産業費は 123 万 6,000 円の減額であります。そのなかで増額の主なものは、第 5 項農業費の農地費で、国の 4 次補正の活用に伴い県営事業が前倒しされたため、中山 2 期地区県営畑地帯総合整備事業、また名和 2 期地区県営畑地帯総合整備事業を合わせて 7,557 万 1,000 円、農業集落排水推進事業基金積立金 890 万 5,000 円の追加であります。第 35 款商工費は 3,328 万 7,000 円の減額であります。第 40 款土木費は 4,706 万 1,000 円の増額で、増額の主なものは、第 5 項土木管理費の土木総務費で、販売件数の減に伴う宅地造成事業特別会計繰出金 1,803 万 7,000 円、第 10 項道路橋梁費の道路維持費で降雪量の増に伴う除雪作業委託料 4,686 万 1,000 円の追加であります。第 45 款消防費は 794 万 3,000 円の減額であります。第 50 款教育費は 94 万 1,000 円の増額で、増額の主なものは、第 5 項教育総務費の教育振興費でスクールバス運転業務委託料 50 万円を追加いたしております。

なお人件費につきましては、明細書 54～56 ページにありますように特別職・一般職あわせて 4,124 万 6,000 円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表繰越明許費」で 10 事業 7 億 4,165 万 9,000 円の追加をいたしております。第 3 条では、「第 3 表債務負担行為補正」で若者向け住宅リース料 5,468 万円を追加いたしております。

また、第 4 条では地方債の変更について、「第 4 表地方債補正」によることとし、公共事業等債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 140 万円減額変更を行っております。以上で、議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 39 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、住宅新築資金等貸付金の県補助金などの状況により、既定の予算に過不足を生じたので歳入歳出予算の総額にそれぞれ 511 万 2,000 円を減額をし、歳入歳出の総額を 2,044 万 1,000 円とするものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款県支出金第 5 項県補助金 405 万 5,000 円の減額は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金で、償還推進助成分によるものであります。第 20 款諸収入第 10 項貸付金

元利収入 107 万 8,000 円の減額は、現年度分 107 万 8,000 円によるものでございます。

次に歳出の主なものについて説明をいたします。第 5 款総務費第 5 項総務管理費の 511 万 2,000 円の減額は、主に一般会計繰入金 505 万 8,000 円を減額することによるものであります。以上で、議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 40 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明をいたします。

本案の主な補正内容は、歳入は繰越金の増額、歳出は総務費及び予備費の増額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 415 万 1,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 1,910 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。第 25 款繰越金 415 万 1,000 円を増額は、額の確定による増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。第 5 款総務費第 5 項総務管理費 200 万 1,000 円を増額は、将来にそなえて、基金への積立ての増によるものであります。第 90 款予備費第 5 項予備費 215 万円の増額は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 40 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 41 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 5 号)につきまして説明をいたします。

本案は、自動番組送出システム導入委託に係る入札による額の確定等に伴い、所要の増減を行い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,049 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 879 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。第 5 款分担金及び負担金の 30 万の増額は、新規加入者増による引込工事に係る負担金の増であります。第 20 款繰入金 499 万 3,000 円の減額は、施設管理費の決算見込減により一般会計からの繰入金を減額するものであります。第 30 款諸収入 140 万 3,000 円の増額は、赤松地内災害に係る災害共済金の増額によるものであります。第 35 款町債 720 万円の減額は、自動番組送出システム導入委託入札により過疎対策事業債を減額するものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。総務費 1,049 万円の減額の主なものは、自動番組送出システム導入委託 720 万円の減額、電柱移転工事負担金 270 万円の減額、消費税確定による 10 万 3,000 円の減額などによるものであります。以上で、議案第 41 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 42 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第 3 号)につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 106 万円を減額をして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 6,015 万 9,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入から説明申し上げます。第 5 款使用料及び手数料は、施設の使用料を

決算見込みにより 30 万円の増額、第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 153 万 5,000 円の減額、20 款雑収入を 17 万 5,000 円の増額といたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。決算見込みにより、第 5 款総務費を 106 万円の減額としており、主なものは 1 目一般管理費の活用検討委員会委員謝礼を 32 万 6,000 円の減額、光熱水費・賄材料費を 91 万 5,000 円の減額、遊具撤去工事費を 50 万円の増額などであります。これで、議案第 42 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 43 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明をいたします。

本案の主な補正内容は、歳入は分担金及び諸収入の増額、国庫支出金、他会計繰入金及び町債の減額、歳出は総務費の減額、事業費及び公債費の増額でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 42 万 3,000 円を増額しそれぞれ 4,998 万 8,000 円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。第 5 款分担金及び負担金 26 万 2,000 円の増額は、新規加入者の増によるものであります。第 15 款国庫支出金 15 万 1,000 円の減額は事業費の確定によるものであります。また第 20 款繰入金 15 万 4,000 円の減額も、事業費の確定によるものであります。第 30 款諸収入 86 万 3,000 円の増額は、県道工事に伴う、移転補償費でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。第 5 款総務費第 5 項維持管理費 32 万 5,000 円の減額は、水質検査委託料の、確定によるものであります。第 10 款事業費第 5 項施設整備費 64 万 8,000 円の増額は、豊房地内県道工事に伴う、水道管移転工事等によるものであります。第 15 款公債費第 5 項公債費の 10 万円の増額は、繰上償還に伴う繰上補償金であります。以上で議案第 43 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 44 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ 3,100 万 4,000 円を追加をして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 24 億 3,065 万 5,000 円とするものであります。

歳入から説明を申し上げます。第 5 款国民健康保険税 252 万 4,000 円の減は、滞納繰越分の収納実績見込みによるものであります。第 15 款国庫支出金 4,140 万 9,000 円の減は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金および財政調整交付金の減額が主なものであります。第 25 款療養給付費等交付金 1,323 万 5,000 円の増は、現年度分の追加交付によるものであります。第 30 款県支出金 2,367 万 9,000 円の減は、高額医療費共同事業負担金および財政調整交付金の実績見込みによる減額が主なものであります。第 35 款共同事業交付金 1,226 万円の増は、高額医療費共同事業交付金の実績見込みによりますところの増額であります。第 50 款繰入金 7,335 万 1,000 円の増は、財政安定化支援のための一般会計からの繰入金の 600 万円の増額、及び国保基金

からの繰入金 6,798 万 9,000 円の増額が主なものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。第 5 款総務費 51 万 9,000 円の減は、職員手当等の減額が主なものでございます。第 10 款保険給付費 5,848 万 1,000 円の増は、療養給付費及び高額療養費の実績による増額を見込んでおります。第 35 款共同事業拠出金の 2,282 万 1,000 円の減は、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものであります。第 55 款諸支出金 35 万 1,000 円の減は、特別調整交付金に係る直営診療施設勘定への繰出金を減額するものであります。これで、議案第 44 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 45 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,800 万 1,000 円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 103 万円とするものでございます。

はじめに、歳入から説明をいたします。第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 2,897 万 4,000 円を減額するものであります。第 10 款サービス収入は、訪問リハビリテーション費収入の見込み増により 52 万円を増額し、第 15 款使用料及び手数料は、健康診断手数料及び予防接種手数料の見込み増により 30 万円を増額するものであります。第 30 款繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、一般会計繰入金を 987 万 6,000 円増額いたしております。第 40 款諸収入は、主に名和診療所医師の鳥取県立中央病院への研修派遣収入として、63 万円を増額するものです。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款総務費の 336 万 7,000 円の減額は、主に嘱託職員賃金と出張診療医師謝金の不用額によるものであります。第 10 款医業費 1,473 万 5,000 円の減額は、主に医薬材料代と臨床検査委託料の見込み減による不用額であります。以上で議案第 45 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 46 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 215 万 8,000 円減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,630 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。第 5 款保険料 10 万円の減額は、特別徴収保険料の減額によるものであります。第 20 款繰入金 215 万円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額と、広域連合の共回事務費負担金の減額による繰入金の減額の合計によるものでございます。第 25 款繰越金は 9 万 2,000 円を増額であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費の 20 万円の減額は、通信運搬費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 185 万 8,000 円の減額は、保険料の本算定による減額と、広域連合から示された納付金の共回事務費負担金の減額を合計したものであります。第 15 款諸支出金 10 万円の減額は、実績による過年度分の保

険料還付金を計上いたしております。以上で議案第 46 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 47 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,016 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 4,605 万 5,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第 5 款保険料 1,613 万 2,000 円の減額は、納付・徴収見込による減額であります。第 15 款国庫支出金 1,447 万 3,000 円の増は、主に保険給付費増に対する介護給付費負担金及び財政調整交付金の追加の交付によるものであります。第 20 款支払基金交付金 1,526 万 1,000 円の増は、主に介護給付費交付金の追加交付によるものであります。また第 25 款県支出金の 1,041 万 3,000 円の増は、介護給付費負担金の追加交付等によるものであります。第 30 款繰入金 381 万 2,000 円の増は、主に保険給付費増に対する町負担分の増によるものであります。第 45 款町債 4,200 万円の増額は、保険給付費及び地域支援事業費に対して保険料収入が少ないことによる財政不足について、鳥取県介護保険財政安定化基金から貸付を受けるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 10 款保険給付費 7,416 万 6,000 円の増は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものでございます。第 15 款地域支援事業費 333 万 9,000 円の減額は、二次予防事業費及び一次予防事業費、また包括支援センター運営費を実績見込により減額をするものでございます。以上で、議案第 47 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 48 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明をいたします。

本案の補正内容として、歳入は、分担金、及び使用料の増額、繰入金の減額、歳出は、事業費の減額でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 220 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 5,881 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。第 5 款分担金及び負担金 260 万円の増額は、加入者の増によるものであります。第 10 款使用料及び手数料 62 万 4,000 円の増額は、使用料の増によるものであります。第 25 款繰入金 542 万 4,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 60 万円の減額は、消費税の確定によるものであります。第 10 項農業集落排水事業費 160 万円の減額は、処理場維持管理委託料の確定等、事業費精査による減額であります。第 10 款公債費は公債費の財源に、使用料を充当するための財源組み替えであります。以上で議案第 48 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 49 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由の説明いたします。

本案の補正内容といたしましては、歳入は、分担金及び使用料の増額、他会計繰入金、諸収入の減額、歳出は、事業費及び公債費の減額であります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 786 万 9,000 円を減額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 1,820 万 2,000 円とするものでございます。

歳入からご説明を申し上げます。第 5 款分担金及び負担金 60 万円の増額は加入者の増によるものであります。第 10 款使用料及び手数料 93 万 5,000 円の増額は、使用料の増によるものであります。第 20 款繰入金 712 万 8,000 円の減額は、事業費の減額によるものであります。第 30 款諸収入 227 万 6,000 円の減額は、補償工事の精査による物件移転補償費の減によるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第 5 款事業費第 5 項総務管理費 40 万円の減額は、人事異動による、職員手当等の減額であります。第 10 項公共下水道事業費 558 万 5,000 円の減額は、手数料の確定等、事業費精査による減額でございます。第 10 款公債費 188 万 4,000 円の減額は、償還額の減によるものでございます。以上で議案第 49 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 50 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 731 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,737 万 8,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。第 15 款繰入金の 8 万円の減額は、運転、施設管理費の決算見込減により一般会計からの繰入金を減額するものであります。第 25 款諸収入の 739 万 2,000 円の増額は落雷被害の災害共済金でございます。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。総務費の 731 万 2,000 円は、嘱託職員賃金の 13 万円の増額、風車のブレードと内部精密機器の修繕費 739 万 2,000 円の増額、及び保守点検委託料の入札減に伴う 21 万円の減額でございます。以上で、議案第 50 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 51 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

この補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 20 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 433 万 8,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入からご説明申し上げます。第 5 款使用料は、20 万円の減額で、温泉使用料の減額であります。第 10 款繰入金は、7 万 6,000 円の減額で、一般会計からの繰入金です。第 15 款繰越金は、7 万 6,000 円の増額で、前年度繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第 5 款温泉館費は、20 万円の減額で、

備品等の修繕料であります。以上で、議案第 51 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 52 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 6,483 万 8,000 円にそれぞれ 58 万 9,000 円を減額をして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,424 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。第 5 款財産売払収入の 1,862 万 6,000 円の減額は、販売実績にともなう売払収入の減額であります。第 10 款繰入金の 1,803 万 7,000 円の増額は、販売実績にともなう一般会計からの繰入金の増額であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。第 5 款宅地造成事業費 58 万 9,000 円の減額は、報償費、役務費、委託料の不用額について減額をするものでございます。以上で議案第 52 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 53 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本案は、本年度の審査実績及び見込みに合わせて、所要の減額を行い、既定の歳入歳出予算の総額から、4 万 8,000 円を減額をし、歳入歳出それぞれ 60 万円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。第 10 款繰入金の減額 5 万 9,000 円は、異議申立て審査終了により、本町負担額が確定したことに伴い、一般会計からの繰り入れを減額するものであります。第 20 款諸収入の 1 万 1,000 円は、日南町からの引継金の確定によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費の減額 5 万 9,000 円は、異議申立て審査終了により、本町負担額が確定したことに伴い、審査会の委員報酬等を減額するものであります。第 10 款予備費の 1 万 1,000 円は、日南町からの引継金を繰り入れ、財源調整を行うものであります。以上で、議案第 53 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 54 号 平成 23 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、山陰道工事の遅れにより資本的収入支出について補正を行うものでございます。資本的収入を 213 万 3,000 円減額をして支出を 1,761 万円減額するものであります。

収入からご説明申し上げます。第 1 款資本的収入第 2 項負担金目 1 の他会計負担金 213 万 3,000 円の減額は、山陰道工事の遅れにより東坪地内の移転工事が、来年度施工となったための減額であります。

次に支出につきましてご説明を申し上げます。第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費目 2 配水管設備改良費 1,761 万円の減額は、山陰道工事の遅れにより東坪地内の移転

工事が、来年度施工となったことのほか、他工事の入札減による減額であります。以上で議案第 54 号の提案理由の説明を終わります。

以上、議員の皆さまの慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、3月5日に会議を開き、議案に対する質疑を行いますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

午後 2 時 54 分 散会